

令和5年度長崎県特別高圧電力高騰対策支援事業費補助金 申請要領

1 趣旨

本事業では、エネルギー等物価高騰の影響を受けている県内事業者等の負担軽減を図り、安定した経営環境の持続を促進するため、令和5年度長崎県特別高圧電力高騰対策支援事業費補助金（以下「補助金」という。）を交付するものとし、その交付については、長崎県補助金等交付規則（昭和40年長崎県規則第16号）その他の法令等の定めによるほか、令和5年度長崎県特別高圧電力高騰対策支援事業費補助金実施要綱及びこの要領の定めるところによります。

2 補助対象者

以下のすべての項目に該当する事業者等のうち、別表1に掲げる業種を営む者。ただし、商業施設に入居する事業者等については、商業施設を管理し特別高圧電力の受電を契約している者とする。

県内に主たる事務所、事業所を置いて事業を実施していること

宗教活動や政治活動を主たる目的とする団体、暴力団又は暴力団員の統制下にある団体等でない者

法人税法（昭和40年法律第34号）別表一に規定する公共法人でないこと

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）に規定する性風俗関連特殊営業にかかる「接客業務受託営業」を行う者でないこと

法人税（個人事業主の場合は所得税）、県税、消費税及び地方消費税の滞納がないこと又は納税に関して、正式な猶予の手続き等を経ていること

「パートナーシップ構築宣言（下請中小企業振興法第3条第1項の規定に基づく振興基準における宣言）」を宣言していること

別表1 対象業種（第2条関係）

大分類	業種
D	建設業
E	製造業
G	情報通信業
I	卸売業、小売業
J	金融業、保険業
K	不動産業、物品賃貸業
L	学術研究、専門・技術サービス業
M	宿泊業、飲食サービス業
N	生活関連サービス業、娯楽業
R	サービス業（他に分類されないもの）

分類等は、日本標準産業分類（平成25年10月改定）（平成26年4月1日施行）による。

3 補助対象経費及び補助額等

補助額：令和5年10月から令和6年5月までの特別高圧電力量として負担した経費のうち、以下で算出し、合算した金額

令和5年10月から令和6年5月については、1kwhあたり0.9円以内。

令和6年5月については、1kwhあたり0.45円以内

上限額：3,000万円以内 ただし、算出額に千円未満の端数は切り捨てとする

申請回数：1事業者につき1回限り

消費税相当額は補助対象外となります。

対象となる特別高圧電力使用量を含む、国、県、市町が実施する物価高騰分への支援補助と併用して交付を受けることはできません。

対象となる特別高圧電力使用量に、公共施設分や住宅分を含むことはできません。

予算の範囲内で減額することがありますのでご了承ください。

4 交付申請受付期間

令和6年6月3日(月)から令和6年7月1日(月)まで(必着・郵送のみ)

特段の理由により、申請受付期間に間に合わない場合は事前にご相談ください。

5 申請方法

(1) 申請書類の入手先

長崎県庁ウェブサイトからダウンロードしてください。

<https://www.pref.nagasaki.jp/bunrui/shigoto-sangyo/sangyoshien/tokubetsukouatu2/>



令和5年度長崎県特別高圧電力高騰対策支援事業費 検索 🔍

(2) 提出先

以下の宛先に郵送もしくは持参してください。

〒850-8570

長崎市尾上町3-1

長崎県 産業政策課 特別高圧電力高騰対策支援 受付係 宛

簡易書留やレターパックなど郵便物の追跡ができる方法で郵送してください。(裏面には差出人の住所・氏名を必ず記入してください)

郵便料金は申請者負担となります。

(3) 提出書類

・ 交付申請に係る必要書類

申請チェックリスト

所要額計算書(様式2号) 別紙で見込んだ手法(商業施設の場合は、入居者への配分計画についても記載)を添付すること。

特別高圧の使用電力量実績値が分かる書類（電力会社からの請求書等） の証拠書類
誓約書（様式第3号）

特別高圧電力を受電していることを確認できる書類（電力（受電）契約書等）

県税に関し未納がないことを証明する証明書の写し

法人税（個人事業主の場合は所得税） 消費税及び地方消費税に係る未納税額のないことを証明する証明書（個人：納税証明書「その3の2」、法人：納税証明書「その3の3」）の写し又は新型コロナウイルス感染症の影響により徴収猶予を受けていることが分かる書類

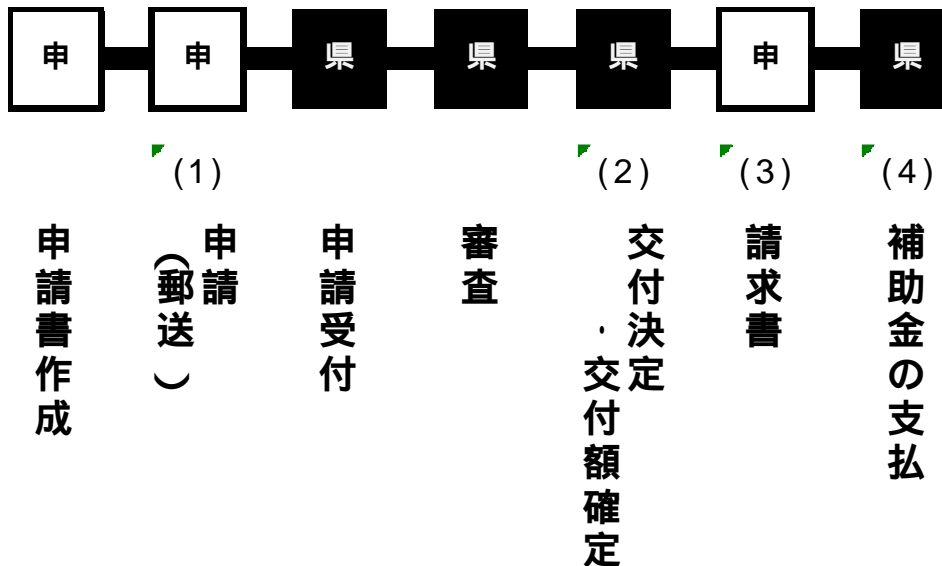
直近事業年度の貸借対照表及び損益計算書など事業実績等が分かる書類

申請者が法人の場合は、法人登記簿謄本（履歴事項全部証明書）の写し、申請者が個人事業主の場合は、本人確認書類（運転免許証又はマイナンバーカード等）の写し

パートナーシップ構築宣言の写し

6 補助事業（申請・支給）の流れ

（申：申請者）



<p>(1) 「申請チェックリスト」に、「交付申請書（様式第1号）」、「所要額計算書（様式第2号）および別紙」、「誓約書（様式第3号）」など、<u>必要書類を添付して提出</u></p> <p>➤ 簡易書留やレターパックで郵送してください。</p>	<p>申請者</p>	<p>R6.7.1(月)までに提出</p>
<p>(2) 「<u>交付決定通知書及び額の確定通知書（様式第4号）</u>」の送付</p> <p>➤ 書類に不備がないか、申請者は対象事業者の要件を満たしているか等を審査</p> <p>不交付の場合は、不交付決定通知書を発送</p>	<p>県</p>	<p>R6.7月予定</p>

<p>(3)「請求書(様式第6号)」の提出</p> <p>➤ 交付決定通知書及び交付額確定通知受理後、提出</p>	申請者	速やかに提出
<p>(4)補助金の支払い</p> <p>➤ 「交付申請書(様式第1号)」に記載の口座に、県が確定した交付額を振込み</p>	県	(3)の受理後、 1～2ヵ月程度

(1)「申請チェックリスト」に、「交付申請書」「所要額計算書」「誓約書」など、必要書類を添付して提出

申請チェックリスト

- 申請者は、必ず本人欄にチェックを行い、書類の提出漏れがないようにしてください。

補助金交付申請書(様式第1号)

- 申請者欄は、以下を記入してください。
- ・法人の場合：法人登記簿謄本(履歴事項全部証明書)記載の住所
 - ・個人事業主の場合：住民票記載の住所(店舗等の住所ではないため注意！)
- 交付申請金額は、所要額計算書(様式第2号)で計算した金額(千円未満切り捨て・上限3千万円)となります。
- 「業種名」には、日本標準産業分類における業種名(本要領1枚目記載)から該当するものを記入してください。(複数の業種を営む申請者は、主となる業種名を記入してください。)
- 振込口座は、通帳の口座名義が印字されているカタカナを必ず転記してください。(通帳表の企業名等と、通帳内に印字されている口座名義等が異なる場合が多々ありますので、必ず通帳内に印字されているカタカナをそのまま記入してください。)

所要額計算書(様式第2号)

- 対象外施設を含む場合、対象・対象外の内訳等を記載してください。商業施設の場合は、入居者への配分計画等についても記載してください(任意様式可)。

誓約書(様式第3号)

- 誓約内容をよく読み、チェック漏れがないか確認してください。

特別高圧電力を受電していることを確認できる書類

- 電力(受電)契約書に記載のお客番号等が、特別高圧電力使用量(請求書)等に記載されているなど、特別高圧の利用と、毎月の請求書記載の電力使用量が紐づいているとわかるものを提出してください。(10月から5月における各月の特別高圧電力使用量(請求書等)を必ず添付してください。)

県税に関し未納がないことを証明する証明書の写し

- 納税証明書（未納がない証明）は、各振興局税務部（税務課）で交付しています。
- 令和6年1月1日以降に発行された証明書が必要です。

<https://www.pref.nagasaki.jp/bunrui/kurashi-kankyo/zeikin/nouzeishoumei/>



法人税（個人事業主の場合は所得税）消費税及び地方消費税に係る未納税額のないことを証明する証明書（個人：納税証明書「その3の2」、法人：納税証明書「その3の3」）の写し

- 令和6年1月1日以降に発行された証明書が必要です。
（国税庁）<https://www.nta.go.jp/taxes/nozei/nozei-shomei/01.htm>



直近事業年度の貸借対照表及び損益計算書など事業実績等が分かる書類

- 貸借対照表及び損益計算書を作成していない場合は、直近の確定申告書第一表の写しの提出が必要です。

パートナーシップ構築宣言の写し

- 「パートナーシップ構築宣言」ポータルサイト（<https://www.biz-partnership.jp/>）をご覧ください。
- 宣言書をポータルサイト上でアップロードし、その写しを申請書類に添付してください。（本社が実施することにより、申請事業所・施設も包含する場合は、本社の宣言書の写しを提出してください。）

（2）「交付決定通知書及び交付額確定通知書（様式第4号）」の送付

- 「交付申請書」と各添付書類の内容審査を行った後、内容が適当と認められた場合、県から「交付決定通知書及び交付額確定通知書」を送付します。（個人事業主の場合、住民票上の住所へ送付します。）
- 申請内容を審査した結果、補助金を交付できない場合は不交付決定通知書を送付します。

（3）請求書の提出

- 額の確定通知を受領後、請求書を提出してください。

（4）補助金の支払い

- 請求書受領後、1～2か月で交付申請書に記載された口座に補助金を振り込みます。

8 その他

- 補助金交付の目的にしたがって、誠実に補助事業を行ってください。
- 同一法人・同一個人事業主が複数の交付申請を行うことはできません。
- 事業終了後、申請要件に該当しない事実や不正等が発覚した場合は、本補助金の交付決定を取り消すとともに、期限を定めて返金を指示します。これが納期日までに返金されなかった場合は、補助金の返金に加え、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じた延滞金

(補助金の額に年 10.95%の割合で計算した額)をお支払いいただきます。

- 本補助金支出事務の円滑・確実な実行を図るため、必要に応じて、取組に係る実施状況に関する検査、報告又は是正のための措置を求めることがあります。
- 翌年度以降も、必要に応じて現地調査や電話、メール等による聞き取り調査を実施する場合がありますので、ご協力をお願いします。
- 本申請に係る書類一式については、事業完了した日の属する県会計年度の終了の翌年度から5年間保管してください。

9 お問い合わせ先

長崎県 産業政策課 特別高圧電力高騰対策支援 受付係 (県庁産業労働部産業政策課内)

電話番号：095 - 895 - 2614

受付時間：9：00～17：00 (平日のみ)